

第3期 角田市障害者計画

令和6年度～令和14年度



令和6年3月
角田市



概要版

これまでの計画では、「障害がある人もない人も ともにふれあうまち かくだ」を基本理念に掲げ、サービス提供及び事業を進めてきました。

今回、令和4年に策定した本市の最上位計画である「角田市第6次長期総合計画」では、「市民力咲き誇る。角田市✽ ～安心して、いきいきと、誇らしく暮らせるまち～」を目指すまちの姿とし、重点的・優先的な取組をまとめた重点プロジェクトのひとつとして、地域共生の視点から「ともに生き、活かし合うまちづくり」を位置づけています。

本計画における基本理念は、この考え方を継承するとともに、国の障害者基本計画（第5次）の基本理念を踏まえ下記のように設定することとしました。

基本理念

ともに生き、活かし合うまちづくり

基本目標

誰もが 認めあえる まちづくり

障害のある人の人権が守られるとともに、誰もが分け隔てなく交流することができるまちを目指します。

自分らしく 活躍できる まちづくり

誰もが自分の意志で選択し、持つ能力を地域や社会で十分に生かすことのできるまちを目指します。

安心して 快適に暮らせる まちづくり

日常生活の安全や気軽に外出できる環境、いざという時に支えてくれる環境のあるまちを目指します。



障害者計画の全体像

基本理念

ともに生き、活かし合うまちづくり

基本施策	主な
1 啓発・広報	1-1 心のバリアフリーの普及・啓発
	1-2 地域福祉活動・ボランティア活動との連携
2 情報提供・相談	2-1 情報提供の充実
	2-2 相談支援の充実
3 保健・医療・福祉サービス	3-1 障害者医療の支援体制の充実
	3-2 精神障害者等への支援の充実
	3-3 サービス提供体制の整備
	3-4 家族等への支援の充実
4 療育・保育・教育	4-1 療育と保護者への支援の充実
	4-2 保育・教育環境の充実
5 雇用・就労	5-1 就労支援の推進
	5-2 就労機会の充実
6 スポーツ・文化・学習活動	6-1 障害者スポーツの促進
	6-2 文化・芸術活動の振興
	6-3 生涯学習の推進
7 安全・安心	7-1 権利擁護の推進
	7-2 防犯・防災対策の充実
8 生活環境	8-1 多様な住環境の整備
	8-2 道路・建物等のバリアフリー化の推進
	8-3 移動・交通の支援

基本目標

- 1 誰もが認めあえるまちづくり
- 2 自分らしく活躍できるまちづくり
- 3 安心して快適に暮らせるまちづくり

取 り 組 み

1-1-1 障害に関する普及・啓発活動 1-1-2 福祉教育の推進	1-1-3 交流・ふれあいの促進
1-2-1 身近な地域における支え合いの促進	1-2-2 ボランティア等の育成・確保
2-1-1 情報提供体制の充実	2-1-2 図書館等における情報アクセシビリティの向上
2-2-1 相談支援体制の充実	2-2-2 広域的な相談支援体制の強化
3-1-1 障害者が安心して受診できる医療環境の充実	3-1-2 リハビリテーションの充実
3-2-1 精神保健対策の充実	3-2-2 発達障害者及び高次脳機能障害者への支援の充実
3-3-1 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の利用促進 3-3-2 ソーシャルワーク機能の充実	3-3-3 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進 3-3-4 経済的支援の推進
3-4-1 当事者団体への支援	3-4-2 ヤングケアラー等への支援
4-1-1 早期発見と早期療育体制の確保 4-1-2 関係機関との連携による療育支援の充実 4-1-3 相談支援体制の強化	4-1-4 医療的ケア児とその保護者への支援の推進 4-1-5 児童発達支援・障害児通所支援の充実 4-1-6 保護者に対する支援の充実
4-2-1 保育・教育・福祉・保健の連携の強化 4-2-2 専門的な保育士等の確保及び理解の促進	4-2-3 学校施設・設備のバリアフリー化の推進
5-1-1 一般就労（障害者雇用）の促進 5-1-2 就労に関する相談支援の推進	5-1-3 特別支援学校等と連携した就職支援の推進
5-2-1 就労系サービスの提供 5-2-2 角田市における雇用の促進	5-2-3 雇用の拡大に向けた啓発等の推進 5-2-4 就労支援施設との連携の推進
6-1-1 障害者スポーツの促進	
6-2-1 文化・芸術活動の推進	
6-3-1 生涯学習の推進	
7-1-1 成年後見制度の利用促進 7-1-2 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）の普及 7-1-3 障害者虐待防止の推進	7-1-4 障害者差別禁止に関する普及・啓発 7-1-5 意思疎通や意思決定への支援の充実
7-2-1 防犯知識の普及 7-2-2 防災知識の普及 7-2-3 避難行動要支援者等支援制度の充実	7-2-4 福祉避難所の整備 7-2-5 防災・防犯に関する情報発信の充実
8-1-1 住宅の整備・改善に対する支援 8-1-2 住居等に関する支援	8-1-3 共同生活援助（グループホーム）の利用に関する支援
8-2-1 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 8-2-2 歩行環境の整備	8-2-3 公共交通機関の事業者への要望 8-2-4 バリアフリー情報の提供の推進
8-3-1 福祉運送の実施 8-3-2 自動車利用に対する支援	8-3-3 福祉タクシー券の助成 8-3-4 ガイドヘルパーの派遣



障害者計画の全体像

1 啓発・広報



障害のある人もない人も分け隔てられることなく、個人として互いに尊重し合い、様々な人と関わりながら共に暮らせる地域づくりを推進します。

そのため、幼児期からの福祉教育等普及・啓発活動（心のバリアフリー）を進めるとともに、地域福祉活動及びボランティア活動を促進していきます。

また、市が策定した「第2期角田市地域福祉計画」、市社会福祉協議会が策定した「第2期地域福祉活動計画」による地域福祉活動との連携強化を図ります。

2 情報提供・ 相談

地域で暮らす障害者が安心して生活できるよう、一人一人の状態に合わせた情報提供体制の整備を進めるとともに、障害の特性に応じたきめ細かな相談に応じられるよう関係機関と連携して相談支援体制の充実、強化に努めます。



3 保健・医療・ 福祉サービス



障害者が地域で安心して生活するため、障害の状態や生活の実態に応じ、身近な地域において必要な医療的支援を受けられるよう、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、医療に対する支援体制の充実を図ります。

また、施設や病院から地域へ移行する精神障害者等への支援を進めるとともに、発達障害者、高次脳機能障害者等への支援の充実を図ります。

さらに、ひきこもりの状態にある精神障害者等が、孤立することなく地域で暮らすことができるよう、アウトリーチの活用を含めた支援を行います。

4 療育・保育・ 教育



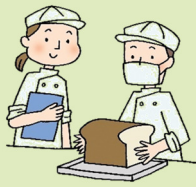
子どもの障害について、一人ひとりの障害特性や個性を考慮するとともに、本人や保護者の希望を尊重した上で早期発見・早期支援を行い、一貫した方針で支援できる体制づくりを推進します。

また、障害のある子どもも、障害のない子どもと地域で共に適切な教育が受けられるよう教育環境の整備を図るとともに、共に育ち、学ぶ保育・教育の理念の推進を図ります。

そのほか、医療的ケア児やその保護者への支援の充実を図ります。

5

雇用・就労



地域における自立と社会参加を促進するため、関係機関と連携し、雇用・就労に関する相談・支援の充実を図り、障害者自身の意思を尊重しながら、適性や能力に応じた就労を支援します。

また、企業に対する障害者雇用の理解を促進し、障害者雇用を推進します。

6

スポーツ・ 文化・ 学習活動

障害者の社会参加を促進するため、スポーツ・レクリエーション及び文化・芸術活動の機会を提供するとともに、障害者が分け隔てられることなく参加できる事業を推進し、余暇活動、生涯学習活動を通じた社会参加を支援します。



7

安全・安心



地域で暮らす障害者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進、障害者虐待防止の推進、障害者差別の禁止に関する普及・啓発を行うなど、全ての障害者の権利・利益の保護に努めます。

また、災害等の緊急時に、障害者へ必要な情報が迅速かつ正確に伝えられるよう連絡体制を整備し、障害者に対する防災対策の強化を図るため、避難行動要支援者等支援制度を充実します。さらに、普段の暮らしにおいても防災対策や防犯対策の充実を図ることにより、障害者の安全を確保します。

8

生活環境



障害の特徴に応じた住まいの確保に向け、家族環境の多様化への対応を図るとともに、施設等から地域生活へ移行する障害者を支援するため、共同生活援助（グループホーム）の利用、既存住宅の改善に対する補助等の支援を行います。

さらに、障害者が生活しやすい安全なまちづくりを進めるため、道路・建物等におけるバリアフリー化やバリアフリー情報の提供を推進します。





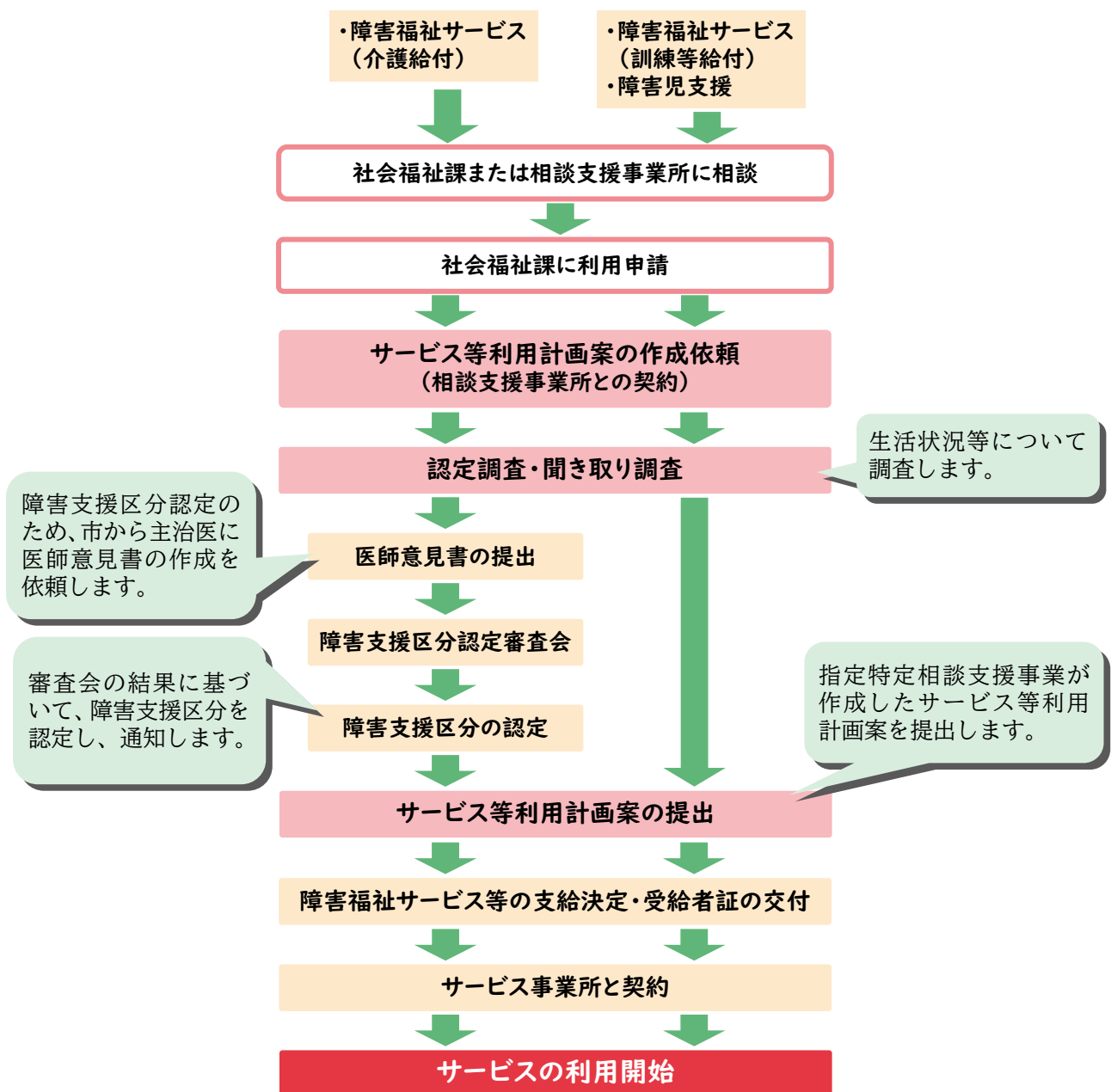
障害福祉サービスについて

障害福祉サービスには、「介護給付」「訓練等給付」「障害児支援」があります。

「介護給付」を利用するには、調査を実施した後、障害支援区分の認定を経て、支給決定を受ける必要があります。なお、「訓練等給付」でも障害支援区分の認定が必要な場合もあります。

「障害児支援」については、調査を実施し支給決定を受けるようになります。サービスを利用したい時は社会福祉課や相談支援事業所などにご相談ください。

障害福祉サービスの利用流れ



※利用者負担額

原則として利用料の1割を負担していただきます。詳しくはお問い合わせください。

障害福祉サービス・障害児支援の種類（抜粋）

	サービス名	内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴や排せつ、食事などの家事や生活援助を行います。また、必要に応じて通院の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行います。
	同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害で行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動や行動するときに必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高いと認められた方に、居宅介護など複数の障害福祉サービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	介護を行う人が不在になる場合など、短期間、施設で入浴や排せつ、食事等の必要な支援を行います。（医療型と福祉型があります。）
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動などの機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の支援を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴、排せつ、食事の介助などを行います。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練を行います。（機能訓練・生活訓練・宿泊型があります。） 機能訓練は原則1年6ヶ月 生活訓練は原則2年間
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。 利用期限は原則2年間
	就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な方に、就労機会の提供や生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援B型	A型 雇用契約に基づく就労（65歳未満が対象） B型 雇用契約に基づかない就労
	就労定着支援	一般就労へ移行した方に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や雇用に伴い生じる問題の相談、指導・助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を行う方に、日常生活上の相談や援助を行います。
	自立生活援助	施設等を利用後に一人暮らしを始めた障害のある方に、自立した生活を送るうえでの問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
障害児支援	児童発達支援	療育の必要があると認められた未就学児を対象に、日常生活動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	保育所等訪問支援	療育の専門職が、障害特性に応じた専門的な支援を保育所等で行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、放課後や休校日に生活能力向上のための訓練、社会との交流促進等の支援を行います。



障害者に関するマーク

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害についてわかりやすく表示するため、国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものなど、様々なシンボルマークが存在しています。このページではその一例を紹介します。

障害者のための国際シンボルマーク



財団法人日本障がい者
リハビリテーション協会

障害者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマークです。車椅子の方だけではなく、すべての障害者を対象としています。個人の車に表示することで障害者専用駐車場が優先的に利用できる証明にはなりません。

視覚障害者のための国際シンボルマーク



社会福祉法人日本盲人福祉委員会
視覚障害者の安全やバリアフリーに
考慮された建物、設備、機器などに付
けられているマークです。

オストメイトマーク



社団法人日本オストミー協会
人工肛門・人工膀胱を造設している
人(オストメイト)のための設備のある
ことを表すマークです。オストメイト対
応トイレの入口や案内板に表示されて
います。

耳マーク



一般社団法人全日本難聴者・
中途失聴者団体連合会
聞こえが不自由なことを表す、国内
で使用されているマークです。窓口
等に掲示されている場合は、聴覚障
害のある人へ配慮した対応ができ
ることを表しています。

ほじょ犬マーク



厚生労働省
身体障害者補助犬同伴の啓発のた
めのマークです。平成 14 年に「身
体障害者補助犬法」が施行され、公
共の施設や交通機関など一般的な
施設で同伴できるようになりました。

障害者雇用支援マーク



公益財団法人ソーシャルサービス協会
ITセンター
障害者の在宅障害者就業支援並び
に障害者就労支援を認めた企業、団
体に対して付与する認証マークで
す。

ハート・プラスマーク



特定非営利活動法人
ハート・プラスの会
身体内部に障害のある人を表すマ
ークです。内部障害者の中には、電
車などの優先席に座りたい、近辺
での携帯電話の使用を控えてほし
いといったことを希望している場
合があります。

ヘルプマーク



東京都福祉局障害者施策推進部
義足や人工関節を使用している方、
内部障害や難病の方、妊娠初期の
方など、外見から分からなくても
援助や配慮を必要としている方が、
周囲に配慮を必要としていること
を知らせることができるマークで
す。

聴覚障害者標識



警察庁交通局
聴覚障害に関わる条件付き免許
を持つ人が運転する車に表示する
マークです。

身体障害者標識



警察庁交通局
肢体不自由に関わる条件付き免許
を持つ人が運転する車に表示する
マークです。

障害のある人もない人も、全ての人がお互いの人格や個性を尊重し、共に生きる社会の実現に向けて、心のバリアフリーを推進しましょう。

※ 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者へも合理的配慮が義務づけられています。

